

三木総合防災公園

| 質問番号 | 箇所(頁)                | 質問  | 回答  |
|------|----------------------|---|---|
| 1    | 管理水準書<br>p.31 VI 1.③ | 第1陸上競技場トレーニング室の活用を期待する とのご記載に対して、現在一般開放は成されていないとお見受け致しますが その理由をご教示お願い致します。<br>(ご利用者様ご要望が無かった・現管理者様が対応していなかった等の状況ご教示 お願いします)   | 現在は、第1陸上競技場トレーニング室の一般開放はしていません。その理由は現指定管理者の経営判断によるものです。   |
| 2    | 様式集<br>様式1,4,5,      | 様式1,4,5 に於いて 印 の文字記載がございませんが 印 は不要との理解で 宜しいでしょうか?   | 押印は不要です。(兵庫県の押印手続き廃止のため)  |
| 3    | 様式集<br>様式1           | 様式1 は複数企業で共同体結成にて応募の場合、代表企業のみが提出必要との理解で宜しいでしょうか?<br>(構成各社も各々提出が必要でしょうか?)  | お見込みのとおりです。<br>構成各社は様式1の提出は必要ありません。   |
| 4    | その他                  | 三木市は人口30万人以下の為 本施設に於いて事業所税支払いは発生しないとの 認識で間違いありませんでしょうか?<br>(発生の場合 対象面積をご教示ください)   | 現在、事業所税支払いは発生していません。  |
| 5    | その他                  | 供与時間内全時間帯に 施設毎に職員配置が成されていないように 見受けられますがいかがでしょうか?<br>(職員常駐は サッカー場事務所・テニス事務所等 限定でしょうか?)   | 指定管理業務契約においては、供用時間内全時間帯に、施設毎に職員配置を義務づけていません。現指定管理者の判断により職員の配置を決めています。   |
| 6    | その他                  | 現状の人員体制(人数・配置・組織図等)及び兵庫県サッカー協会様、兵庫県テニス協会様(インパクト様含む)の業務内容をご教示お願い致します。  | 現状の人員体制(人数・配置・組織図等)は資料集別紙12「年度報告書 1. 管理執行体制」をご確認ください。<br>兵庫県サッカー協会、兵庫県テニス協会(インパクト含む)の業務内容は資料集別紙12「年度報告書(3) 再委託の状況」をご確認ください。   |
| 7    | その他                  | 現状の教室事業の一覧表(単価・受講料・定員・受講者数等)をご教示お願い致します。  | 現在の教室の一覧および受講者数は資料集別紙12「年度報告書 3. 収益事業(自主事業)の実績」をご確認ください。<br>受講料、定員は、ホームページをご確認下さい。<br>HP「ブルボン ビーンズドーム テニススクール」<br><a href="http://www.beans-dome.com/school.php">http://www.beans-dome.com/school.php</a> |
| 8    | 募集要項<br>13頁          | (公財)兵庫県園芸・公園協会が運営する施設予約システム利用料について、ご教授ください。   | 施設予約システムの負担額は、月額約142,000円となる見込みです。<br>このほか、システム改修が生じた場合、実費負担となります。  |
| 9    | 募集要項<br>16頁          | 指定管理者と県の責任分担について、物価・金利変動に伴う経費の増は、指定管理者の負担となっていますが、昨今の人件費上昇の現状から鑑みると、当初想定する人員を5か年確保するためには、相応の負担を県にも求めることが想定されますが、県の見解をご教授ください。 | 社会情勢や県に起因する事項等により、全県的に措置するという方針が出れば、指定管理料を上乗せする等の対応を行う可能性はありますが、個別の協議等は原則行いません。   |

|    |              |   |  |
|----|--------------|---|--|
| 10 | 管理水準書<br>8頁  | 屋内テニス場屋根緑化の管理について、現状の品質維持を目標とすれば良いかご教授ください。                             | 今後県では植栽改善工事を予定しており、整備後の品質維持を目標とします。  |
| 11 | 管理水準書<br>8頁  | 屋内テニス場屋根緑化について、この屋根緑化の回復策等を県として検討されているかご教授ください。                         | 屋内テニス場屋根緑化の回復策として、ヘデラを植栽しその成果を検証しています。今後、検証結果を踏まえ改善工事の実施を予定しています。  |
| 12 | 管理水準書<br>18頁 | JOC パートナー協定についてご教授ください。   | 管理水準書 P18 をご確認ください。  |
| 13 | その他          | ビーンズドーム内の飲食店の過去5か年（2018年度～2022年度）の年間利用者数、年間売上（月毎の推移含む）についてご教授ください。      | ビーンズドーム内の飲食店の年間利用者数、年間売上は資料集別紙 12「年度報告書 3. 収益事業（自主事業）の実績」をご確認ください。現指定管理者の収益事業のため、県は月ごとの売上推移は持ち合わせていません。    |
| 14 | その他          | 過去5か年（2018年度～2022年度）の収支実績をご教授ください。                                      | 資料集別紙 12「年度報告書 4. 収支報告書」をご確認ください。  |
| 15 | その他          | 過去5か年（2018年度～2022年度）の光熱水費の使用量実績をご教授ください。                                | 資料集別紙 13「四半期報告書」の（3）光熱水費報告書をご確認ください。   |
| 16 | その他          | （一社）兵庫県サッカー協会及び（株）インパクト（（一社）兵庫県テニス協会関係団体）を含む業務委託先、業務内容及び委託費の内訳をご教授ください。 | 資料集別紙 12「年度報告書 （3）再委託の状況」、資料集別紙 13「サッカー、テニス協会業務内容」をご確認ください。  |
| 17 | その他          | 公園台帳など、植栽本数や面積が計測できるレベルの図面の提供をお願いいたします。                                 | 参考資料「植栽図面」をご確認ください。  |
| 18 | その他          | 現況の山林部と溜め池について、利用上の制約はあるかご教授ください。                                       | 山林、溜め池ともに都市公園法に則った利用が必要となります。<br>溜め池については、水利組合等と管理協定を締結しており、利用にあたっては地元調整が必要となります。一部溜め池については調整池との兼用となっています。 |

|    |                              |   |   |
|----|------------------------------|---|---|
| 19 | その他                          | 発災時の部隊宿営等のエリアでの利活用制限等の考え方（常設・仮設・イベント等）をご教授ください。   | 発災時の部隊宿営等の用途別ゾーニングは管理水準書（資料集）に添付している資料集別紙7（三木全県広域防災拠点運営要領）をご確認ください。また、利用制限については、一定規模以上の災害が発生した際に広域防災センター内に設置される三木全県拠点本部から指示します。 |
| 20 | その他                          | 球技場クラブハウスに（一社）兵庫県サッカー協会が事務所を置かれていますが、これは公募条件としてどのように位置づけられるかご教授ください。  | 公募条件では、球技場クラブハウスに（一社）兵庫県サッカー協会が事務所を置くことを設定していません。   |
| 21 | その他                          | （一社）兵庫県サッカー協会及び（株）インパクト（（一社）兵庫県テニス協会関係団体）は、本公園の設置趣旨・経緯から推察すると、次期指定管理者がどの企業や団体となった場合も、業務を継続することが必須となると想像されますが、県の見解をご教授ください。      | 募集要項、管理水準書等の要件を満たすにあたり、（一社）兵庫県サッカー協会及び（株）インパクト（（一社）兵庫県テニス協会関係団体）が業務を継続することは必須と考えていません。  |
| 22 | その他                          | スポーツの森ゾーン内の作業倉庫と思われる施設（遊戯広場から自然体験の森ゾーンに向かう車道沿い）の用途及び図面、倉庫内の作業用機器類・車両の種類と台数をご教授ください。   | 当該建物は貸与物品の一時保管や作業員の詰所として使用しています。参考資料「三木防災公園倉庫配置図」をご確認ください。  |
| 23 | 資料集<br>3P                    | 光熱水費に含まれている電気使用に関して、高圧、低圧、その他の種別毎の次の項目の過去5か年（2018年度～2022年度）の実績をご教授ください。<br>（項目）基本料金単価、契約電力、力率、電力量料金単価、使用電力量、燃料費調整額、再エネ賦課金単価     | 資料集別紙13「4 四半期報告書（3）光熱水費報告書」をご確認ください。電気は高圧のみを使用しております。   |
| 24 | その他                          | 現場から排出されるごみ処分に関して、過去5か年（2018年度～2022年度）の産業廃棄物として排出される年間ごみ処分量、費用を種別ごとにご教授ください。  | 年間ごみ処分量、種別は資料集別紙15「ごみ処分量」をご確認ください。<br>ごみ処分は指定管理者の裁量で実施しており、現指定管理者のノウハウに関するため費用は開示できません。   |
| 25 | その他                          | 各運動施設、一般園地への自動散水装置の設置状況（散水エリアがわかる図面及び、装置の仕様等）について、ご教授ください。  | 各運動施設、一般園地への自動散水装置は設置していません。  |
| 26 | 様式集                          | 事業計画書について枚数制限があるものについては、両面印刷で1枚という理解でよろしいでしょうか。   | 事業計画書の枚数制限は、片面一枚です。   |
| 27 | 募集要項<br>P6 指定管理業務の執行体制に関する事項 | 現状の職員配置について、一週間のローテーション及び雇用人数をご教示ください。<br>（例：常勤社員〇名、パート〇名）<br>尚、各事務所スタッフ・維持管理スタッフ等それぞれの配置人数も開示ください。<br>（例：〇〇業務担当 〇〇時～〇〇時まで 〇〇名） | 職員配置及び人数については、資料集別紙12「年度報告書 1. 管理執行体制」をご確認ください。<br>一週間のローテーションについては、現指定管理者のノウハウに関するため開示できません。                                   |

|    |                           |   |   |
|----|---------------------------|---|---|
| 28 | その他（運営体制について）             | 現在、兵庫県サッカー協会等が運営している部分があるかと思いますが、運営体制（現指定管理者職員とサッカー協会職員の配置体制）について具体的にご教示ください。<br>また、兵庫県サッカー協会に業務委託されている内容とその委託金額についても、ご教示ください。                                      | 資料集別紙12「年度報告書の1. 管理執行体制および」資料集別紙13「サッカー、テニス協会業務内容」、をご確認ください。<br>サッカー協会職員の配置体制については現指定管理者のノウハウに関するため開示できません。                       |
| 29 | その他                       | ビーンズドーム内にある「ビーンズカフェ」について、運営を行っている業者をご教示ください。  | (株) インパクトです。  |
| 30 | 管理水準書<br>第2節 定期点検<br>P.10 | 定期点検業務について、各建築物の点検項目について詳細な仕様書があれば開示ください。(対象機器メーカー、型式、容量、台数、点検項目などの詳細)<br>【水景設備・雨水排水設備・汚水排水設備・ガス設備・給水、給湯設備<br>電気・機械設備(受変電設備、自動扉、空気調和設備、放送設備、非常用発電機・消防設備・太陽光発電設備など)】 | 定期点検業務について、各建築物の点検に関する仕様書は現指定管理者のノウハウに関するため開示できません。   |
| 31 | その他                       | 過去の維持管理業務一覧（業務の詳細がわかるもの）を提示ください。<br>また、現在の委託先の一覧及び委託料を業務ごとに開示ください。  | 資料集別紙12「年度報告書 2. 維持管理業務」をご確認ください。   |
| 32 | 管理水準書<br>第2節 定期点検<br>P.10 | 定期点検業務について、各建築物の、煙感知器連動型の防火扉、シャッターの数量を教えてください。また、消防関連設備機器の詳細をご教授下さい。  | 各建築物の防火扉、シャッターの数量は下記のとおりです。<br>陸上競技場 防火扉6、シャッター14<br>屋内テニス場 防火扉8、シャッターなし<br>消防関連設備機器の詳細については、参考資料の陸上競技場と屋内テニスコートの消防設備の図面をご確認ください。 |
| 33 | 管理水準書<br>第6節 施設修繕<br>P.16 | 大規模修繕で行う、野球場スコアボード更新、陸上競技場電光掲示板更新、陸上競技場メインスタジオ空調設備工事に関して、更新後の保守点検は指定管理者の業務となりますでしょうか。   | 更新後の保守点検は指定管理者の業務となります。   |
| 34 | その他                       | 直近5カ年の修繕実績(内容、金額等)を開示してください。  | 資料集別紙13「四半期報告書」の5カ年の修繕実績をご確認ください。   |
| 35 | 管理水準書<br>4. 清掃 P.17       | 現状の定期清掃作業の頻度や作業内容をご教授下さい。   | 資料集別紙12「年度報告書 2. 維持管理業務」の実績をご確認ください。  |

|    |                            |  |   |
|----|----------------------------|--|---|
| 36 | その他                        | 受水槽がある場合、対象施設、実容量、有効容量、水質検査項目、回数等詳細を教えてください。   | 受水槽はありません。  |
| 37 | 管理水準書<br>第2節 定期点検<br>P.10  | 各建築物のエレベーターは、フルメンテナンス、POG点検はどちらで行っているのでしょうか。また、エレベーター機器の仕様をご教授下さい。   | エレベーターの点検にかかる契約方式は、現指定管理者のノウハウに関するため、開示できません。<br>エレベーター機器の仕様は参考資料 図面をご確認ください。   |
| 38 | 募集要項<br>P.24               | 以下の内容をご教示ください。<br>・選定委員の構成<br>・プレゼンの申請者の参加人数<br>・質疑応答の予定時間（何分程度を予定）<br>・プレゼンの日程（現段階の候補日等）  | ・選定委員の構成は公募時には公表していません。<br>・プレゼンの申請者の参加人数は5名までとします。<br>・質疑応答の予定時間は15分程度とします。<br>・プレゼンの日程は10月中旬を予定しています。   |
| 39 | その他                        | 清掃業務について、何人体制で何時から何時まで行っていますでしょうか？具体的な内容をご教示ください。  | 配置人数については、現指定管理者のノウハウに関するため、開示できません。  |
| 40 | 管理水準書<br>P.25              | フォークリフトを利用する際(防災備品の入れ替え時等)は何人体制（現在の運転技能講習等有資格者の配置人数を含む）で作業を行われているのでしょうか？そのうち稼働するフォークリフトは何台でしょうか。<br>また、フォークリフトを利用する頻度や搬入物の運搬の頻度をご教示ください。 | 現在の運転技能講習等有資格者の配置人数は別添参考資料（令和4年度実績報告書・組織図）をご確認ください。<br>防災備品の入れ替え時は2名で対応しています。<br>フォークリフトは資料集資料集別紙5（資機材一覧）のとおり電気式3台、エンジン式2台の合計5台あります。<br>フォークリフトを利用する頻度は、平均すると月2～3日程度です。 |
| 41 | 管理水準書<br>2. 安全巡視<br>P.19   | これまで、大会時等に混雑が想定され、警備等を配置した実績は年間どれくらいあり、具体的にはどのようなイベントでしょうか。ご教示ください。<br>また、指定管理者が負担すべき警備員の配置における過去3カ年の実績（委託料を含む）を開示ください。                  | これまでの実績では、警備員はイベント主催者が配置しており、指定管理者が警備員を配置した実績はありません。  |
| 42 | その他（資料集別紙5 資機材一覧）          | 船外機付きボートが8隻ありますが、指定管理者で操船することはありますでしょうか。また、このボートについては免許や検査等は不要のものでしょうか。  | 指定管理者が操船することはありません。このため小型船舶操縦免は不要です。また、検査は県において行います。  |
| 43 | 募集要項<br>P7 7 指定期間及び業務に係る経費 | 指定管理料の算定基準となる根拠として、直近過去3カ年の収支決算の実績をご教示ください。<br>また、応募者の公平性を踏まえ、支出項目については、できる限り詳細な実績額を開示してください。  | 直近過去3カ年の収支決算の実績は資料集別紙12「年度報告書 4. 収支報告書」をご確認ください。  |

|    |  |   |  |
|----|--|---|--|
| 44 | 募集要項<br>P13～14 収益事業  | 本施設の設置目的を踏まえた無料のイベントや収益性のないスポーツイベントや賑わい創出事業についても、利用促進事業ではなく収益事業に該当するのでしょうか？ご教示ください。   | 無料のイベントや収益性のないスポーツイベントや賑わい創出事業は、基本的には利用促進事業に該当すると考えております。詳しくは管理水準書P10、17をご確認ください。  |
| 45 | 募集要項<br>P25 審査の視点<br>(配点)  | 審査基準について、屋内テニスの管理運営実績が審査の視点の一つになっていますが、「屋内テニスコート」に限定すると、兵庫県内でも管理運営実績を有する団体・企業などは、かなり限定されてきますが、その点について、県としてはどのようにお考えでしょうか？<br>また、屋外のテニスコートの実績は、類似施設の管理運営実績には該当しないとのことでしょうか？ご教示ください。                      | 兵庫県内でも屋内テニスコートは多数存在するため、管理運営実績を有する団体・企業が限定されるとは考えていません。<br>今回、指定管理者公募において、主要施設である屋内テニスコートの実績を重視しており、屋外テニスコートの管理運営実績は該当しません。  |
| 46 | その他  | 本施設の管理運営を行う上で、兵庫県サッカー協会や兵庫県テニス協会との連携は欠かせないと考えております。しかしながら、兵庫県サッカー協会や兵庫県テニス協会が指定管理者の応募することも可能であり、その場合、公募における応募者の公平性が担保されない可能性があります。その点についての県としての考え方をご教示ください。   | 募集要項、管理水準書等の要件を満たすには、(一社)兵庫県サッカー協会及び(株)インパクト((一社)兵庫県テニス協会関係団体)との連携は必須と考えていません。そのため、兵庫県サッカー協会や兵庫県テニス協会が指定管理者に応募した場合においても公平性が担保されないとは考えていません。                              |
| 47 | 募集要項<br>P3 【陸上競技場<br>公認について】   | 陸上競技場等公認申請にかかる申請費用等諸費用及び公認にかかる施設改修費用、備品更新費用等は、県が負担すると考えていてよろしいでしょうか。<br>また、公認申請事務についても県において実施されますでしょうか。<br><br>公認にかかる工事の実施に伴い、利用に影響が出る場合は、県と協議を行う必要があるとありますが、この協議には利用料金収入の減収分も含まれるのでしょうか。               | 陸上競技場等公認申請にかかる申請費用等諸費用及び公認にかかる施設改修費用、備品更新費用等は、県が負担します。また、公認申請事務は、県が実施します。<br>公認にかかる工事が長期に渡り、利用に大きな影響が出る場合は協議を行います。   |
| 48 | 募集要項<br>P6 (2) 指定管理<br>業務の執行体制<br>に関する事項<br>③ 平常時業務の<br>実施体制         | 「供用時間中は、正規雇用職員が1人以上勤務する体制を確保してください。」とありますが、供用時間中とは、運動施設の供用時間を指すのでしょうか。<br>また、運動施設の供用時間を指す場合、基本的に9時から21時になると思いますが、供用時間内であっても、運動施設の利用が無い場合は、常駐の必要は無いと考えてよいでしょうか。<br>このほか、供用日以外の日については常駐の必要が無いと考えてよいでしょうか。 | 供用時間とは、運動施設の供用時間を指します。<br>しかし、全ての運動施設の利用がない場合は正規職員を常駐させる必要はありません(9時から17時を除く)。<br>また、年末年始など供用日以外の日には正規職員の常駐の必要はありません。   |
| 49 | 募集要項<br>P7 b スタッフ  | 「大量の燃油貯蔵施設を有しているため、危険物取扱者を常駐させてください。」とあります。消防法第13条3項に規定されている「製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。」という条文を遵守するという解釈でよろしいでしょうか。                                       | お見込みのとおり、消防法第13条3項の規定を遵守するという解釈となります。なお、燃油貯蔵施設で貯蔵している危険物は軽油であるため、乙種危険物取扱者で危険物の取扱または立会を行うことが可能な者は、乙種第4類危険物取扱者免状の所持者となります。<br>また、危険物の規制に関する規則第49条に基づき、丙種危険物取扱者も軽油の取扱は可能です。 |
| 50 | 管理水準書<br>P9 第1節日常点<br>検 1.1 対象範囲<br>(12) その他、公<br>園台帳に記載の<br>ある施設、設備 | 日常点検の対象範囲に、「(12) その他、公園台帳に記載のある施設、設備」とありますが、公園台帳が示されていないので、対象施設の確認ができません。<br>中央監視施設、昇降機等が管理水準書に記載されていない施設で日常点検の対象になると思われませんが、事業計画書の作業計画表にはどのように記載すればよいでしょうか。(12)の施設で作業計画表に記載する必要のある施設があればお示しください。       | 公園台帳を示しておりませんでしたので、追加します。公園台帳の施設・設備一覧をご確認ください。中央監視施設、昇降機が管理水準書に記載されていないため追記修正します。日常点検の作業計画表は、管理水準書P9の第1節日常点検の項目の通り、記入をお願いします。  |
| 51 | 管理水準書<br>P10 第3節 法<br>定点検  | 管理水準書には、「法令に基づき、義務付けられている定期的な検査等」として対象法令が列記されていますが、記載の内容だけでは、必要な法定点検の把握ができません。昇降機の法定点検など、現在、実施されている法定点検をお示しください。  | 資料集別紙-11 法定点検一覧をご確認ください。   |

|    |  |  |  |
|----|--|--|--|
| 52 | 管理水準書<br>P11・12・13 第4節<br>芝管理施設                | <p>スポーツターフの管理について、管理目標として「スタジアム標準 スタジアムクラス2相当、または、3相当とありますが、スタジアム標準には具体的な数値等が示されていません。</p> <p>県が求める管理レベルを確実に満たすためには、具体的な数値による管理水準の提示が必要ではないでしょうか。</p>  | <p>スポーツターフの管理について、要求水準書P.12に下記を追記修正します。</p> <p>第4節 芝生管理施設<br/>4.2 管理内容<br/>(7) 芝生管理基準<br/>各施設の芝生の刈高は下記を基本とし、利用対象に合せた高さ管理をすること。</p> <p>①野球場 15mm程度<br/>②陸上競技場・第2陸上競技場 第1・2球技場<br/>夏期 15mm程度、冬期 25mm程度</p>   |
| 53 | 管理水準書<br>P21 6.2「三木総合防災公園管理運営協議会」の設立協力及び運営について | <p>現在、三木総合防災公園には管理運営協議会はありませんが、設立後の運営事務を行うとなると一定の経費が必要となってきます。今回、提示されました指定管理料には管理運営協議会の運営経費は積算されていないものと思われませんが、設立された際には、別途、運営経費を委託料に加算していただけたらと考えてよろしいでしょうか。</p>   | <p>管理運営協議会経費を加算した基準額となっています。</p>   |
| 54 | 募集要項<br>P10 指定管理料の変更                           | <p>募集要項 7-(2)-②-b 下から2行目「利用料金収入が計画と異なる場合にあっては指定管理料は変更しません。」とあるところ、県で一部導入されているらしい、いわゆる「インセンティブ制度」は、どのように反映されるのでしょうか。</p> <p>また、今回提示の基準額155,823千円に、既に、インセンティブ分が含まれているのであれば、その算定式などについてご教授ください。</p>   | <p>「インセンティブ制度」とは、利用料金収入について収入実績(2か年平均)の伸び率が110%以上である場合、増加率のうち2分の1をインセンティブとして、前回基準額に上乘せする制度です。</p> <p>そのため、指定管理者公募時の基準額を設定する際に、上記算定式によるインセンティブが反映されず。</p> <p>また、今回提示の基準額については、インセンティブ制度の適用条件に該当しないため、適用していません。</p>  |
| 55 | 資料集<br>P3 基準額の積算                               | <p>施設命名権導入に伴う対応業務(管理水準書23ページ)に列挙の①国際大会等の誘致 ATP チャレンジャー ツアーを誘致・開催、②世界レベルのジュニア選手の育成など非常に難易度の高い業務が掲げられている。履行にあたり、相当な出費が想起されるところ、基準額155,823千円にその費用は見積もられていますか。その金額はいくらでしょうか。</p> <p>本件の公募におけるネーミングライツ制度の仕組みについて、全体像とともに、主体別の役割、ネーミングライツ料等の資金フローと取り分、その他条件などを、改めてお示しください。</p> | <p>施設命名権導入に伴う対応業務に対する費用は、基準額155,823千円に含まれておらず、別途契約に基づき指定管理者に支払います。</p> <p>今年度は500万円となっています。令和6年度以降の金額が確定次第お知らせします。</p> <p>県では施設の安定的な運営・管理のための財源確保を図るため、ネーミングライツ制度を導入しています。</p> <p>当施設のネーミングライツ料の一部を用いて、施設価値向上に資する事業を実施しています。指定管理者は、県と別途契約により施設命名権導入に伴う対応業務をこの費用を用いて実施していただきます。</p> |
| 56 | 管理水準書<br>P23 7.施設命名権導入に伴う対応業務                  | <p>「施設命名権に伴い発生する下記の①～④の対応業務について、県と連絡調整を綿密に行い協議のうえ適切に行うこと。」とありますが、今回提示の基準額とは別にネーミングライツ料が指定管理者の収入になりますか。</p> <p>また、「現契約期間は令和6年～8年度のため、9年度以降の継続については令和8年度に県に確認すること。」とありますが、9年度以降のネーミングライツ獲得・契約等は指定管理者側で行うのでしょうか。</p>  | <p>施設命名権導入に伴う対応業務に対する費用は、基準額155,823千円に含まれておらず、別途契約に基づき指定管理者に支払います。</p> <p>なお、今年度のネーミングライツ料は1000万円であり、そのうち500万円を①～④の対応業務にあてています。令和6年度以降の金額が確定次第お知らせします。</p> <p>令和9年度以降のネーミングライツ獲得・契約等ネーミングライツ事業は県が行います。</p>   |
| 57 | 管理水準書<br>P25 1.2 資機材等の使用管理                     | <p>(1)(注)で移動式リフト等機材の定期点検は県が行うとありますが、点検の結果、不備があった場合に修理等の対応は県が行うということでしょうか。</p>  | <p>不備があった場合の修理等の対応は県が行います。ただし、使用者の責に帰すべき事由である場合は、県と協議のうえ負担を求める場合があります。</p>   |

|    |                                  |   |   |
|----|----------------------------------|---|---|
| 58 | 募集要項・管理水準書<br>募集要項 P31、管理水準書 P32 | 募集要項のアンケートの年間目標調査数で施設アンケート合計 100 人程度がありませんが、単に漏れでよろしいでしょうか。 | 記入ができていませんでしたので、募集要項 P31 に施設アンケートの項目を追記修正します。 |
|----|----------------------------------|---|---|